

# 附属機関等の運営に関する基本事項

(令和4年4月1日時点)

【所管局：生活文化スポーツ局】

機関名称	東京都男女平等参画審議会
機関種別	附属機関
設置根拠 法令等	東京都男女平等参画基本条例第15条
設置年月日	平成12年7月25日
機関の目的 ・所掌内容	行動計画その他男女平等参画に関する重要事項を調査審議する。
委員数	24人 (うち、女性委員数 12人)
会議公開	公開
会議 非公開理由	
議事録公開	公開
議事録を非公開と する場合の理由	
備考	
HPのURL	<a href="https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/danjo/shingikai/">https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/danjo/shingikai/</a>
問い合わせ先	生活文化スポーツ局都民生活部男女平等参画課 電話番号：03-5388-3189 FAX番号：03-5388-1331